三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年11月29日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市都市公園設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

三次市都市公園設置及び管理条例(平成16年三次市条例第229号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ

(3) 三次市みよし運動公園運動広場(入場料等無料の場合)							
利用料金							
利用時間			午前8時30	午後1 時後5 年後5	午前8 時30 分6 5 時まで	午後 6 時 6 ら 1 0 で	午 前 3 0 分 り り り り り り り り り り り り り り り り り り
					• -		で
利用区分			午前	午後	昼間	夜間	全日
アマチュ	専用	指定料	円	円	円	円	円
アスポー	利用	金	690	6 9 0	1, 3	8 8 0	2, 2
ツに利用	の場				8 0		6 0
する場合	合	時間利		•	円	円	
(一般)		用の場			2 2 0	290	
		合1時					

合)
金
40円
_

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外に利用する場合は、この表に定める利 用料金に2を乗じて得た金額とする。
- 2 高校生又はこれらの者を除く18歳未満の者が利用する場合は ,この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とし,小学 生,中学生,小学校就学の始期に達するまでの者若しくは身体障 害者手帳,療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交 付者及びその介助者が利用する場合は無料とする。ただし,陸上 競技場附帯設備及び運動広場附帯設備の利用料金については,こ の限りでない。
- 3 全日利用を除き、午後5時から午後6時までの1時間をまたいで利用する場合、その1時間の利用料金は、この表で定める昼間の1時間相当額とする。
- 4 運動広場を半面利用する場合は、この表に定める利用料金に 0 . 5を乗じて得た金額とする。
- 5 準備又は撤去のために利用する場合(当日は除く。)は、この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とする。

| を

(3) 三次市みよし運動公園運動広場 (入場料等無料の場合)						
利用区分		単位	利用料金			
アマチュア		1時間	全面(サッカー場2面)	4,180円		
スポーツに	利用		半面(サッカー場1面)	2,090円		
利用する場	の場		1/4面(少年サッカー	1,040円		
合 (一般)	合		場1面)			

(4) 三次市みよし運動公園運動広場附帯設備(入場料等無料の場合)

区分		単位	利用料金
専用利用で	照明	全塔1時間につき	4,640円
アマチュア	設備		
スポーツに			
利用する場			
合 (一般)			

備考

Γ

- 1 アマチュアスポーツ以外に利用する場合は、この表に定める利 用料金に2を乗じて得た金額とする。
- 2 高校生又はこれらの者を除く18歳未満の者が利用する場合は

- ,この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とし、小学生、中学生、小学校就学の始期に達するまでの者若しくは身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付者及びその介助者が利用する場合は無料とする。ただし、陸上競技場附帯設備及び運動広場附帯設備の利用料金については、この限りでない。
- 3 全日利用を除き、午後5時から午後6時までの1時間をまたいで利用する場合、その1時間の利用料金は、この表で定める昼間の1時間相当額とする。
- 4 準備又は撤去のために利用する場合(当日は除く。)は、この表に定める利用料金に0.5を乗じて得た金額とする。

1 に

改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三次市都市公園設置及び管理条例の規定は、この条 例の施行の日以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付 すべきものについては、なお従前の例による。